

令和6年第1回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書



令和6年3月6日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町手数料条例の一部を改正する条例）	1
議案第 1 号	令和 5 年度四万十町一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案第 2 号	令和 5 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 3 号	令和 5 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 4 号	令和 5 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 5 号	令和 5 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 6 号	令和 5 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 7 号	令和 5 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 8 号	令和 5 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 9 号	令和 5 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 0 号	令和 5 年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 号	令和 5 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 2 号	令和 5 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 3 号	小学校教師用指導書の売買契約の締結について	6
議案第 1 4 号	第 3 次四万十町男女共同参画計画の策定について	7
議案第 1 5 号	四万十町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の策定について	8
議案第 1 6 号	四万十町第 4 期障害者計画、第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の策定について	9
議案第 1 7 号	下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例について	10
議案第 1 8 号	四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	17
議案第 1 9 号	四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	18
議案第 2 0 号	四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について	19
議案第 2 1 号	四万十町手数料条例の一部を改正する条例について	20
議案第 2 2 号	四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	21
議案第 2 3 号	四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について	24
議案第 2 4 号	四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	28

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 2 5 号	四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について	38
議案第 2 6 号	四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について	43
議案第 2 7 号	四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例について	44
議案第 2 8 号	四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について	45
議案第 2 9 号	四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例について	46
議案第 3 0 号	四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例について	48
議案第 3 1 号	四万十町志和漁港条例の一部を改正する条例について	49
議案第 3 2 号	四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について	50
議案第 3 3 号	四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例について	51
議案第 3 4 号	四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について	52
議案第 3 5 号	四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	54
議案第 3 6 号	四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	56
議案第 3 7 号	四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	61
議案第 3 8 号	四万十町ケーブルネットワーク施設に係る指定管理者の指定について	62
議案第 3 9 号	四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について	63
議案第 4 0 号	令和 6 年度四万十町一般会計予算	別冊
議案第 4 1 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第 4 2 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算	別冊
議案第 4 3 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算	別冊
議案第 4 4 号	令和 6 年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算	別冊
議案第 4 5 号	令和 6 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第 4 6 号	令和 6 年度四万十町介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 4 7 号	令和 6 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算	別冊
議案第 4 8 号	令和 6 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算	別冊

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 4 9 号	令和 6 年度四万十町水道事業会計予算	別冊
議案第 5 0 号	令和 6 年度四万十町下水道事業会計予算	別冊

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

専決第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 2 月 2 2 日

四万十町長 中尾 博憲

四万十町手数料条例の一部を改正する条例

四万十町手数料条例（平成18年四万十町条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中「

戸籍	戸籍の謄抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき	450円
	除籍の謄抄本又は除籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき	750円
	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1 件につき	350円
	除籍に記載した事項に関する証明書の交付	1 件につき	450円
	身分証明書の交付	1 通につき	350円
	届出（次項に規定するものを除く。）若しくは申請の受理証明書又は届書その他受理した書類の記載事項の証明書の交付	1 通につき	350円
	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いて行う証明書の交付	1 通につき	1, 400円
	届書その他受理した書類の閲覧	書類 1 件につき	350円

」を「

戸籍等	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき	450円
	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円
	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円

	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき	750円
	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450円
	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円

	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合	1通につき	1,400円
		その他の場合	1通につき	350円
	戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務		書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき	350円
	身分証明書の交付		1通につき	350円

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 13 号

小学校教師用指導書の売買契約の締結について

下記のとおり売買契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度から四万十町立小学校（窪川・大正地域）で使用する指導書の買入れ |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 16,596,140 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(1,508,740 円) |
| 4 契約の相手方 | 四万十町古市町 62 番 7 号
ボックス 56
代表者 津野 道夫 |

議案第 14 号

第 3 次四万十町男女共同参画計画の策定について

第 3 次四万十町男女共同参画計画を別冊のとおり策定することについて、四万十町議会基本条例（平成 22 年四万十町条例第 26 号）第 11 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

議案第 15 号

四万十町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の策定について

四万十町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画を別冊とおり策定することについて、四万十町議会基本条例（平成 22 年四万十町条例第 26 号）第 11 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

議案第 16 号

四万十町第 4 期障害者計画、第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の策定について

四万十町第 4 期障害者計画、第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画を別冊のとおり策定することについて、四万十町議会基本条例（平成 22 年四万十町条例第 26 号）第 11 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

議案第 17 号

下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例について

下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例

(四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 四万十町水道事業の設置等に関する条例（平成18年四万十町条例第185号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

四万十町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第 1 条に次の 1 項を加える。

2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。

第 8 条第 1 項本文中「町長」を「管理者」に、「水道事業」を「上下水道事業」に、「に基づき」を「により」に、「作成」を「町長に提出」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項第 3 号中「水道事業」を「上下水道事業」に、「町長」を「管理者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 管理者は、天災その他やむを得ない事故により、第 1 項に定める期日までに同項の書類を提出することができなかったときは、できる限り速やかにこれを提出しなければならない。

第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条中「水道事業」を「上下水道事業」に、「に基づき」を「により」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「第243条の 2 の 2 第 8 項」を「第243条の 2 の 8 第 8 項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「に基づき、水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）」

を「により、上下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「に基づき、水道事業」を「により、上下水道事業」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 給水区域は、別表のとおりとする。
- (2) 給水人口は、16,308人とする。
- (3) 1日最大給水量は、8,729立方メートルとする。

3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 下水道処理施設の名称、位置及び区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域
大正クリーンセンター	四万十町大正827番地	大正(つづら川、轟崎を除く)

- (2) 排水区域面積は、44ヘクタールとする。
- (3) 排水人口は、960人とする。
- (4) 1日最大処理能力は、500立方メートルとする。

4 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 農業集落排水処理施設の名称、位置及び区域は、次のとおりとする。

名称	位置	区域
四万十町農業集落排水処理施設「五社クリーンセンター」	四万十町仕出原495番地	宮内、仕出原、弘川の一部
四万十町農業集落排水処理施設「江師クリーンセンター」	四万十町江師885番地	江師、小石
四万十町森ヶ内簡易排水処理施設	四万十町大正中津川379番地 1 四万十町大正中津川513番地 4 四万十町大正中津川732番地 7	大正中津川森ヶ内

- (2) 処理区域面積は、28ヘクタールとする。
- (3) 処理人口は、650人とする。
- (4) 1日最大処理能力は、69立方メートルとする。

同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(法の全部適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

別表中「第2条」を「第3条第2項」に改める。

(四万十町特別会計条例の一部改正)

第2条 四万十町特別会計条例（平成18年四万十町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条第9号及び第10号を削る。

(四万十町簡易排水処理施設条例の廃止)

第3条 四万十町簡易排水処理施設条例（平成18年四万十町条例第83号）は廃止する。

(四万十町農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第4条 四万十町農業集落排水処理施設条例（平成18年四万十町条例第112号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第5条」に、「第7条—第14条」を「第6条—第13条」に、「第15条—第22条」を「第14条—第21条」に、「第23条」を「第22条」に、「第24条」を「第23条」に改める。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、農業集落排水処理施設（簡易排水処理施設を含む。以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条を削る。

第3条第3号中「前条」を「四万十町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年四万十町条例第185号）第2条第4項第1号」に、「区域に」を「区域で」に、「営む者で」を「営む者であって」に、「使用する者」を「使用するもの」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「町長」を「農業集落排水事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「町長」を「管理者」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「前条の区域の公告」を「前条の公告」に、「町長」を「管理者」に改め、同条を第5条とする。

第7条ただし書中「町長」を「管理者」に改め、第2章中同条を第6条とする。

第8条中「町長」を「管理者」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「工事費等」を「排水設備の新設等」に、「当該排水設備を新設等する」を「当該新設等を行う」に改め、同条ただし書中「町長」を「管理者」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「別に町長が」を「管理者が別に」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(排水設備の工事の検査)

第10条 排水設備の新設等の工事を行った者は、工事の完了した5日以内にその旨を管理者に届け出て、町の検査を受けなければならない。

2 町は、前項の検査をした場合において合格と認めたときは、検査済証を交付す

るものとする。

第11条を削る。

第12条第1項中「開始、休止又は廃止し」を「開始し、休止し、又は廃止し」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「町長」を「管理者」に、「第8条」を「第7条」に、「第10条」を「第9条」に改め、同条を第12条とする。

第14条第3項中「ため、施設等に損害が生じたときは」を「ため施設等に損害が生じたときは、」に改め、同条第4項中「第6条」を「第5条」に、「町長」を「管理者」に改め、同条を第13条とする。

第15条第3項中「町長」を「管理者」に改め、第3章中同条を第14条とする。

第16条中「開始、休止又は廃止し」を「開始し、休止し、又は廃止し」に改め、同条を第15条とする。

第17条中「町長」を「管理者」に、「特別の事情」を「特別な事由」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

第19条中「町長」を「管理者」に、「第6条」を「第5条」に、「第8条」を「第7条」に改め、同条を第18条とする。

第20条中「町長」を「管理者」に改め、同条を第19条とする。

第21条中「町長」を「管理者」に改め、同条を第20条とし、第22条を第21条とする。

第23条中「町長」を「管理者」に改め、第4章中同条を第22条とする。

第24条第1号中「第8条」を「第7条」に改め、同条第2号中「第10条」を「第9条」に改め、同条第3号中「規則」を「規程」に改め、第5章中同条を第23条とする。

別表第1中「第15条」を「第14条」に改める。

別表第2中「第18条」を「第17条」に改める。

別表第3中「第22条」を「第21条」に改める。

(四万十町公共下水道条例の一部改正)

第5条 四万十町公共下水道条例（平成18年四万十町条例第155号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条」を「第2条」に、「第3条の2—第3条の7」を「第3条—第3条の6」に改める。

第1条中「設置及び」を削る。

第3条を削る。

第3条の2中「第3条の6」を「第3条の5」に改め、第1章の2中同条を第3条とする。

第3条の3各号列記以外の部分中「第3条の5」を「第3条の4」に改め、同条第3号中「規則で」を「公共下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」

という。)が」に改め、同条第5号中「規則で」を「管理者が」に改め、同条を第3条の2とする。

第3条の4第1号中「規則で」を「管理者が」に改め、同条を第3条の3とする。

第3条の5各号列記以外の部分中「第3条の3」を「第3条の2」に改め、同条第2号中「第3条の7」を「第3条の6」に、「規則で」を「管理者が」に改め、同条を第3条の4とし、第3条の6を第3条の5とする。

第3条の7第6号中「規則で」を「管理者が」に改め、同条を第3条の6とする。

第4条第2号中「規則」を「管理者」に改め、同条第3号中「町長」を「管理者」に改め、同条第4号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第5条第1項及び第6条中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「町長」を「管理者」に改める。

第12条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に改める。

第13条中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第14条、第15条第1項並びに第16条第1項、第2項ただし書及び第4項中「町長」を「管理者」に改める。

第17条第2項第1号中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改め、同項第2号中「規則」を「管理者」に、「町長」を「管理者」に改め、同項第4号中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第19条から第21条まで、第23条、第24条第1項ただし書及び第2項、第25条第1項、第26条並びに第27条中「町長」を「管理者」に改める。

第28条第1号中「第5条第1項又は第3項」を「第5条」に改め、同条第7号中「第5条第1項、」を「第5条若しくは」に、「第5条第3項前段」を「第5条」に改める。

(四万十町公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部改正)

第6条 四万十町公共下水道事業受益者分担金に関する条例(平成18年四万十町条例第156号)の一部を次のように改正する。

第1条中「に基づいて」を「により」に改める。

第2条第2項中「町長」を「公共下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)」に改める。

第4条、第5条、第6条第1項及び第2項並びに第7条から第10条までの規定中「町長」を「管理者」に改める。

(四万十町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 四万十町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年四万十町条例第186号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

四万十町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第1条中「に基づき、企業職員」を「により、水道事業及び下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。）に従事する職員（以下「上下水道事業職員」という。）」に改める。

第2条中「企業職員」を「上下水道事業職員」に改める。

第3条中「管理者の権限を行う町長」を「水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う町長」に改める。

（四万十町給水条例の一部改正）

第8条 四万十町給水条例（平成18年四万十町条例第187号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「町長」を「水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条、第5条、第7条第1項、第2項及び第3項ただし書並びに第8条中「町長」を「管理者」に改める。

第9条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に、「ことがある」を「ことができる」に改める。

第10条、第11条、第12条ただし書、第13条第2項、第14条第1項ただし書及び第3項、第17条第1項ただし書及び第2項中「町長」を「管理者」に改める。

第18条第3項中「亡失又は」を「亡失し、又は」に、「町長」を「管理者」に改める。

第19条、第20条中「町長」を「管理者」に改める。

第21条第1項中「消防又は演習」を「消防又は消防の演習」に、「使用」を「、使用」に改め、同項ただし書中「町長」を「管理者」に改める。

第25条ただし書、第26条、第27条ただし書、第29条、第30条第1項ただし書中「町長」を「管理者」に改める。

第32条中「町長」を「管理者」に、「軽減又は」を「軽減し、又は」に改める。

第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第2項並びに第38条中「町長」を「管理者」に改める。

（四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正）

第9条 四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例（平成18年四万十町条例第189号）の一部を次のように改正する。

第4条中「町長」を「水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

第5条及び別表75ミリメートル以上の項中「町長」を「管理者」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 18 号

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第 8 条中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成18年四万十町条例第89号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「16,000円」を「20,000円」に改める。

第 7 条中「6,400円」を「8,900円」に改める。

第 9 条中「8,000円」を「11,000円」に改める。

第23条第 1 号ア中「11,200円」を「14,000円」に改め、同号ウ中「4,480円」を「6,230円」に改め、同号オ中「5,600円」を「7,700円」に改め、同条第 2 号ア中「8,000円」を「10,000円」に改め、同号ウ中「3,200円」を「4,450円」に改め、同号オ中「4,000円」を「5,500円」に改め、同条第 3 号ア中「3,200円」を「4,000円」に改め、同号ウ中「1,280円」を「1,780円」に改め、同号オ中「1,600円」を「2,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の四万十町国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 20 号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険条例（平成18年四万十町条例第94号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 1 章から第 3 章までの章名を削る。

第 4 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「36,000円」を「31,700円」に改め、同項第 2 号中「54,000円」を「47,700円」に改め、同項第 3 号中「54,000円」を「48,100円」に改め、同項第 4 号中「64,800円」を「62,600円」に改め、同項第 5 号中「72,000円」を「69,600円」に改め、同項第 6 号中「86,400円」を「83,500円」に改め、同項第 7 号中「93,600円」を「90,400円」に改め、同項第 8 号中「108,000円」を「104,400円」に改め、同項第 9 号中「122,400円」を「118,300円」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (10) 令第38条第 1 項第10号に掲げる者 132,200円
- (11) 令第38条第 1 項第11号に掲げる者 146,100円
- (12) 令第38条第 1 項第12号に掲げる者 160,000円
- (13) 令第38条第 1 項第13号に掲げる者 167,000円

第 4 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「21,600円」を「19,900円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「21,600円」を「19,900円」に、「36,000円」を「33,800円」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「21,600円」を「19,900円」に、「50,400円」を「47,700円」に改める。

第 4 章及び第 5 章の章名を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 号

四万十町手数料条例の一部を改正する条例について

四万十町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町手数料条例の一部を改正する条例

四万十町手数料条例（平成18年四万十町条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中「

介護保険	介護予防サービス 計画の作成	初回	1 件につき	7,380円
		2 回目以降	1 件につき	4,380円

」を「

介護保険	介護予防サービス 計画の作成	初回	1 件につき	7,420円
		2 回目以降	1 件につき	4,420円

」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例について

四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(平成30年四万十町条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センタ
ー」という。)」を加える。

第 5 条第 2 項中「が35」を「(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援
事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第 3 項の規定により地域包括支援セ
ンターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介
護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第 1 項に規定する指定介護予防
支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。)を行う場合にあっては、
当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護
予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。) が
44」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康
保険中央会(昭和34年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立
された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居
宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情
報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している
場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増
すごとに 1 とする。

第 6 条第 3 項第 2 号中「同一の敷地内にある」を削る。

第 7 条第 2 項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「、前 6 月間に当該指定居

宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項本文中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項本文中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第7条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第15号ア中「の居宅を訪問し、利用者」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について、主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第20号の2中「市町村」を「町」に改め、同条第29号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第1項第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第25条第3項の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに記載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

議案第 23 号

四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について

四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例（平成27年四万十町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第4条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむ得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任

介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第5条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条第3項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第11条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第12条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「(第31条第28号の規定を除く。)」を加える。

第22条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、第2号の次

に次の1号を加える。

- (3) 第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第31条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第2号中「行わなければならない」を「行う」に改め、同号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第31条第15号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「しない月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面談する月を除く。）」を加え、「の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」を「基準」に改め、同号中イをエとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第31条に次の1号を加える。

- (28) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町から情報の提供を求められた場合には、その求めに

応じなければならない。

第34条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の四万十町介護保険法に基づく指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例第22条第3項の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

議案第 24 号

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年四万十町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第 6 項ただし書中「施設」を「敷地」に改める。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

（2） 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第24条中第 9 号を第11号とし、第 8 号を第10号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

（8） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（9） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」と

いう。) 」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第1項第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9第6号中「提供するものとする。この場合において、」を「提供する。」に改め、同号を同条第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号

を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号中」を「同項第4号中」に、「第28条」と、同項第4号中「を」を「第28条中」と、同項第5号中「に」を改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、同項第4号中「利用者が」を「当該利用者の」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第7号を第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「サービスをいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同

項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り、同条第8項中「興津出張所」を「及び」に改める。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができる。」を「他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。」に改め、同条第3項中「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第92条第5号中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体の拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「身体の拘束」を「身体的拘束」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する身体の拘束」を「の規定による身体的拘束」に改め、同項第5号から

第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第117条第5項及び第6項中「身体の拘束」を「身体的拘束」に改める。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条第1項中「（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）」を削り、同条第3項を第8項とし、同条第2項中「（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）」を削り、同項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - （1） 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - （2） 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」の改め、同項第3号中

「に規定する身体の拘束」を「の規定による身体的拘束」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号イの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第138条第4項及び第5項中「身体の拘束」を「身体的拘束」に改める。

第147条第1項中「（当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）」を削り、同条第2項中「（当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）」を削り、同項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療

機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する身体の拘束」を「の規定による身体的拘束」に改め、同項第4号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第157条第4項及び第5項中「身体の拘束」を「身体的拘束」に改める。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する身体の拘束」を「の規定による身体的拘束」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出し中「病院」を「医療機関」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行

う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項中「（当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）」を削り、同項を同条第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った町長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する身体の拘束」を「の規定による身体的拘束」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第182条第6項及び第7項中「身体の拘束」を「身体的拘束」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第190条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規

模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条第5号及び第6号中「身体の拘束」を「身体的拘束」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第201条第2項第3号中「に規定する身体の拘束」を「の規定による身体的拘束」に改め、同項第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第3条 施行日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2（新条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第5条 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第 25 号

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年四万十町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（」及び「附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」を削り、「第48条第1項第3号」を「第8条第1項第3号」に改め、「をいう。第44条第6項において同じ。）」を削り、「同条第7項」を「第44条第7項」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号を次のように改める。

（2）電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」

に改め、同条に次の１項を加える。

３ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第２項第２号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第６号を第７号とし、同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

（３） 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、第10号から第13号までを２号ずつ繰り下げ、第９号の次に次の２号を加える。

（10） 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

（11） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第６項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第１項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表（１）の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第６条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第８号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。）第７条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（県指定居宅サービス等基準条例第67条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第１項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的

拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組に促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第78条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改める。

第79条中「若しくは」を「又は」に改め、同条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条第3項中「間で」を「間の」に改め、同項を同条第8項とし、第2項中「（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）」を削り、同項を同条第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療

機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第32条第3項の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」とあるのは、「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第3条 施行日から令和7年3月31日までの間は、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策

を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第63条の2の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議案第 26 号

四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について

四万十町監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町監査委員条例の一部を改正する条例

四万十町監査委員条例（平成18年四万十町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「法第243条の 2 の 2 第 3 項」を「法第243条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する
条例について

四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する
条例

四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和 2 年四万十町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

第 2 条中「第 173 条第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について

四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について

四万十町オートキャンプ場条例（平成18年四万十町条例第137号）の一部を次のように改正する。

別表中「

ケビン	1 棟 1 泊	16,000円	1 棟 4 人まで
		2,000円	追加 1 人につき

」を「

ケビン	1 棟 1 泊	16,000円	1 棟 4 人まで
		2,000円	追加 1 人につき
グランピング施設	1 棟 1 泊	15,000円	1 棟 4 人まで

」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例について

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例について

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例（平成18年四万十町条例第141号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

施設名	附属する設備 又は備品等	利用単位	基準額
三島キャンプ場	バンガロー	1 棟 1 泊 追加料金（1 人増すごとに）	1 人 3,000円 2 人 5,000円 (小中学生上記金額より 1 人500円引) 就学前幼児 無料 1,000円 (小中学生 500円)
	移動式サウナ	1 回（4 時間以内）	5,000円
	テントサイト	1 区画 1 泊	4,000円
		1 区画 6 時間以内	2,000円
	ビジターセンター（調理施設）	2 時間以内 追加料金（1 時間増すごとに）	1,000円 500円
	キャンプ用品その他の備品	1 個 1 泊 1 個 6 時間以内	2,000円 1,000円

	温水シャワー		1 回	100円
昭和ふる さと交流 センター	カヌー	1 人用	1 回（4 時間以内）	2,000円
		2 人用	1 回（4 時間以内）	3,000円
	ボート（ガイド 料含）		1 人（4 時間以内）	6,000円
	自転車		1 回（2 時間以内） 追加料金（1 時間増 すごとに）	300円 100円
	テントサイト （フリーサイ ト）		1 人 1 泊 1 人 6 時間以内	1,000円 (小中学生 500円) 就学前幼児 無料 500円 (小中学生 250円) 就学前幼児 無料
	交流室		1 か月	12,760円
ライダー ズイン四 万十	宿泊棟		1 室 1 泊 追加料金（1 人増す ごとに）	1 人 3,000円 2 人 5,000円 (小中学生上記金額 より 1 人500円引) 就学前幼児 無料 1,000円 (小中学生 500円)
	サウナ		1 人 1 回	1,000円
	ベッド		1 床	190円
	布団		1 組	480円
	寝袋		1 袋	100円
	洗濯機		1 回	190円
	乾燥機		1 回	100円

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。

議案第 30 号

四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例について

四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例

四万十町家地川地域活性化拠点施設条例（令和 3 年四万十町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

簡易宿泊施設	長期滞在	1 人につき月額 18,200 円
	短期滞在	1 人 1 泊につき 3,200 円

」を「

簡易宿泊施設	長期滞在	1 室につき月額 36,400 円
	短期滞在	1 人 1 泊につき 3,700 円

」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 1 号

四万十町志和漁港条例の一部を改正する条例について

四万十町志和漁港条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町志和漁港条例の一部を改正する条例

四万十町志和漁港条例（平成18年四万十町条例第130号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 32 号

四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について

四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例

四万十町公営住宅条例（平成18年四万十町条例第144号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号イ中「第10条第 1 項」の次に「又は第10条の 2（配偶者暴力防止等法第28条の 2 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例について

四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例

四万十町営改良住宅条例（平成18年四万十町条例第148号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を次のように改める。

名称	建設年度	構造	床面積／一戸当	設置場所
奥内第 1 団地	令和元年	木造平屋建	69.55㎡	四万十町大井川 957番地 4
奥内第 2 団地	令和 2 年	木造平屋建	55.45～69.55㎡	四万十町大井川 1399番地 1
奥内第 3 団地	令和 3 年	木造平屋建	69.56㎡	四万十町大井川 1422番地 1
八木第 1 団地	令和 4 年	木造平屋建	57.84～71.38㎡	四万十町大井川 1841番地 3
八木第 2 団地	令和 5 年	木造平屋建	71.38㎡	四万十町大井川 1782番地 1

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第34号

四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について

四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月6日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

四万十町子ども・子育て会議設置条例（平成25年四万十町条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を削る。

第1条及び第2条第1項中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第3条中「中から」を「うちから」に、「13名以内をもって構成」を「13人以内をもって組織」に改め、同条第1号中「2名以内」を削り、同条第2号を次のように改める。

（2） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

第3条第3号中「2名以内」を削り、同条第4号を削り、同条第5号中「3名以内」を削り、同号を同条第4号とする。

第4条を次のように改める。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞職したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

第5条第1項中「中から互選する」を「互選によりこれを定める」に改める。

第6条第4項中「関係者」を「委員以外の者」に改め、同条第5項中「この会議のもとに作業部会」を「会議に、部会」に改める。

第7条中「町民課」を「生涯学習課」に改める。

第8条中「規則」を「条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の四万十町子ども・子育て会議設置条例第3条の規定（以下「旧規定」という。）により委嘱し、又は任命されている委員は、改正後の四万十町子ども・子育て会議条例第3条の規定により委嘱し、又は任命された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧規定により委嘱し、又は任命された日から2年とする。

議案第 35 号

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年四万十町条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第43条—第49条）」を

「第 5 章 事業所内保育事業（第43条—第49条）」を

第 6 章 雑則（第50条）」に改める。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 8 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第11条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月6日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十町条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を

「第4章 雑則（第54条）

附則」に改める。

第5条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項から第6項までを削る。

第7条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第8条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第9条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第16条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第21条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第36条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

第38条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項を削る。

第40条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第43条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

第45条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第49条中「利用定員の定員を超えて」を「利用定員を超えて」に改める。

第51条を次のように改める。

（準用）

第51条 第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで、第24条から第26条まで及び第28条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保

育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第52条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第53条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方法
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提供した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」

と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年四万十町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（6） 特定個人番号利用事務 法第19条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（7） 利用特定個人情報 法第19条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 38 号

四万十町ケーブルネットワーク施設に係る指定管理者の指定について

四万十町ケーブルネットワーク施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町香月が丘 8 番 102 号
 公益財団法人四万十公社
 理事長 田邊 聖
2. 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 39 号

四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について

四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町家地川 689 番地 3
 四万十オルモ組合
 会長 槇野 章
2. 指 定 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで